

議案第 176 号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成 13 年さいたま市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～12 [略] 13 附則第 8 項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から同年 <u>1 2 月 3 1 日以後の規則で定める日</u> までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用する。	附 則 1～12 [略] 13 附則第 8 項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から同年 <u>9 月 3 0 日</u> までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。